

令和 6 年 第 12 回松前町農業委員会総会議事録

- 1 日 時 令和 6 年 12 月 19 日（木） 午前 9 時 30 分～午前 10 時 51 分
- 2 開催場所 松前町役場 3 階大会議室
- 3 出席委員（14 人）
- 4 欠席委員（0 人）
- 5 議事録署名人の指名について（2 人）
- 6 議事日程
議案第 181 号 農地法第 3 条による許可申請の件（1 件）
議案第 182 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請の件（1 件）
議案第 183 号 農用地利用集積計画の決定の件
- 7 農業委員会事務局職員（4 人）

8 会議の概要

○事務局

ただ今より令和6年第12回松前町農業委員会総会を開催します。それでは、議長よろしくをお願いします。

○議長

～あいさつ～

本日は、欠席者はいません。松前町農業委員会会議規則第7条の規定により在任中委員の過半数が出席しておりますので会議は成立します。

続きまして、本日の議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、9番〇〇委員、10番〇〇委員、兩名を指名します。

それでは、議案審議に入ります。議案第181号農地法第3条による許可申請の件について次のとおり許可申請の提出があったので、審議決定たまりたく提案いたします。受付番号1番について、事務局より説明を求めます。

○事務局

受付番号1番

土地の表示 〇〇、田、面積 1,034 m²

譲渡人 〇〇

譲受人 〇〇 耕作面積 5,879 m²

坪単価 600 円

以上です。

○議長

事務局の説明は終わりました。続いて、担当地区の農業委員より説明をお願いします。

〇〇〇委員

譲渡人と譲受人は親族であり、譲渡人から譲受人に対し、申請地を耕作してほしいとの申し出があったため、今回の申請に至ったものです。譲受人は、〇〇居住ではありますが、〇〇に自身が経営する会社があり、〇〇地区にも詳しい方です。高齢ではありますが、農機具を所有しており、息子さんと一緒に耕作していくとのことで、問題ないと思われます。

○議長

説明が終わりました。質疑はありますか。

○委員

質疑なし。

○議長

それでは、採決を行います。受付番号1番について、異議なしの方、挙手をお願いします。

○全委員

賛成の挙手

○議長

全員挙手ということで、異議なしとします。

○議長

続きまして、議案第182号農地法第4条第1項の規定による許可申請の件について次のとおり許可申請の提出があったので、審議決定たまりたく提案いたします。受付番号1番について、事務局より説明を求めます。

○事務局

受付番号1番

土地の表示 〇〇、畑、面積132㎡

申請人 〇〇

転用目的 貸露天駐車場

農地区分 3種農地

以上です。

○議長

事務局の説明は終わりました。続いて、詳細についても事務局より説明をお願いします。

○事務局

本件は、許可を受けずに転用した無断転用の事案であり、追認許可を得るために申請されたもので、始末書を添付した申請書が提出されました。申請地は、現在、北側に隣接する宅地と一体的に駐車場として利用されています。申請人は、平成29年にアスファルト舗装工事を行い、それ以降、近隣の方が利用する貸露天駐車場として利用されています。関係法令の手続きが必要とは知らず、関連法規に対する認識不足のため無断転用を行ってしまっており、申請人は深く反省をしているとのことです。転用許可後も、現在と同様、近隣住民が使用する駐車場として使用します。現在、周囲にはコンクリート擁壁を設置し、排水は自然排水としており、今後も同様の形で利用していくとのことで、事務局においては、追認許可の見込みがあるものと考えています。以上です。

○議長

担当地区の農業委員から補足説明はありますか。

〇〇〇委員

無断転用ではありますが、申請人は十分反省をしていることに加え、申請地は住宅地に囲まれている土地であり農地としても耕作するのが難しい土地であるため、今回の申請について、問題ないと思われます。

〇議長

説明が終わりました。質疑はありませんか。

〇〇〇委員

今回、無断転用であることが判明したのは、本人からの申請があったためでしょうか、誰かから無断転用ではないかとの声が上がったからでしょうか。

〇事務局

本人からの申請があり判明したものです。

〇〇〇委員

地図上で、駐車場と記載されている部分に追加して、今回の申請地を駐車場とすることでしょうか。

〇事務局

駐車場と記載されている部分と今回の申請地は既に一体的に駐車場として利用されております。駐車場と記載されている部分の地目は宅地で、申請地部分のみ農地であったため、申請地部分の追認許可を受け、今後も現在と同様に駐車場として利用していくものです。

〇議長

他に質疑はございませんか。

〇委員

質疑なし。

〇議長

それでは、採決を行います。受付番号1番について、異議なしの方、挙手をお願いします。

〇全委員

賛成の挙手

○議長

全員挙手ということで、異議なしとします。

○議長

続きまして、議案第 183 号旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により農用地利用集積計画について、松前町長から決定の依頼があったので、委員会の意見を求めるため提案いたします。事務局より説明を求めます。

○事務局

設定する利用権の種類 賃借権
利用権設定の期間 3 年 5 か月
利用権の設定を行う件数 4 件
利用権を設定する面積 4,849 m²
利用権を設定する作物 水稻

設定する利用権の種類 賃借権
利用権設定の期間 4 年 5 か月
利用権の設定を行う件数 2 件
利用権を設定する面積 2,378 m²
利用権を設定する作物 水稻

設定する利用権の種類 賃借権
利用権設定の期間 4 年 11 か月
利用権の設定を行う件数 2 件
利用権を設定する面積 3,341 m²
利用権を設定する作物 水稻

設定する利用権の種類 賃借権
利用権設定の期間 5 年 11 か月
利用権の設定を行う件数 1 件
利用権を設定する面積 1,328 m²
利用権を設定する作物 水稻

設定する利用権の種類 使用貸借権
利用権設定の期間 5 年 11 か月
利用権の設定を行う件数 5 件
利用権を設定する面積 5,454 m²
利用権を設定する作物 水稻

設定する利用権の種類 使用貸借権

利用権設定の期間 10 年 5 か月
利用権の設定を行う件数 1 件
利用権を設定する面積 847 m²
利用権を設定する作物 水稻

設定する利用権の種類 使用貸借権
利用権設定の期間 8 年 11 か月
貸手 1 名
借手 公益財団法人えひめ農林漁業振興機構 理事長 高橋 正浩
利用権の設定を行う件数 7 件
利用権を設定する面積 7,615 m²
利用権を設定する作物 水稻

設定する利用権の種類 使用貸借権
利用権設定の期間 8 年 11 か月
貸手 公益財団法人えひめ農林漁業振興機構 理事長 高橋 正浩
借手 1 名
利用権の設定を行う件数 7 件
利用権を設定する面積 7,615 m²
利用権を設定する作物 水稻
以上です。

○議長
説明が終わりました。質疑はありませんか。

○委員
質疑なし。

○議長
それでは、採決を行います。議案第 183 号について、異議なしの方、挙手をお願いします。

○全委員
賛成の挙手

○議長
全員挙手ということで、異議なしとします。

○議長
議題については、以上で終わりとなります。次回の総会について、事務局

お願いします。

○事務局

次回の総会日程を読み上げ。

○議長

以上を持ちまして、本日の日程は終了しました。これにて散会します。